

資料 3

令和 4 年 2 月 15 日



担当部署	議会事務局総務課
担当者	田口・藤本
電話	077-582-1151
FAX	077-582-1155

守山市議会独自の 感染症等拡大時における議員の行動指針と、議員の倫理確保に関 する事例集を作成

趣旨・目的

【感染症等拡大時における議員の行動指針】

昨年開催した守山市議会議員政治倫理審査会の中で、コロナ禍における取るべき行動について議員の認識不足があるとの意見をいただいたことを受けて作成。

感染症等拡大時においては、議員として、市民の負託を受けていることを常に自覚し、自らの行動を厳しく律する必要があります。感染状況等を踏まえ、議員のとるべき行動レベルを明確にし、議長が判断し全議員に通達します。

【議員の倫理確保に関する事例集】

議員として、市民から疑念を持たれることのないよう議員一人ひとりが、どのような行動をとるべきか、政治倫理基準ならびに処分の基準を明確にし、法令違反や倫理違反があった事例を記載したものです。

- ・上記の行動指針と事例集については、令和 4 年 3 月定例会月会議から適用

感染症等拡大時における議員の行動指針

感染症等拡大時においては、市民の負託を受けている議員であることを常に自覚し、自らの行動を厳しく律する必要がある。市民の模範となるように、以下の行動を行うこととする。

なお、とるべき行動レベルは感染状況および市の感染症対策を踏まえ、議長が判断し全議員に連絡もしくは通達する。

◎感染予防期間（感染症が流行し、その感染症が法定分類で1類から4類およびそれに相当とされている期間とし、インフルエンザと同程度の5類相当とされた場合は予防期間から除外する。）

国・県・市で決められた行動基準を熟知し、基準を順守すること。

◎まん延防止等重点措置期間

国・県・市で決められた行動基準を熟知し、基準を順守すること。

- (1) 不要不急の外出自粛。生活や健康維持のために必要な場合を除くが、同行者が感染し、自身が濃厚接触者等になり、議会行事を欠席することのないよう努める。
- (2) 都道府県間の移動は自粛すること。
- (3) 飲食店の利用は安全認証を受けた店で、営業時間短縮要請範囲内の時間で利用すること。併せて、酒類の提供は受けず、黙食に心がけること。
- (4) 施設等の利用は、それぞれの施設で定められた人数や時間などの基準を守ること。
- (5) 健康維持、感染予防のための体力強化のため、適度な運動や散歩を心がけること。

◎緊急事態宣言発令時

国・県・市で決められた行動基準を熟知し、基準を順守すること。また、まん延防止等重点措置期間で示す行動指針のほか、さらに次の項目を加える。

- (1) 自宅以外での仕事の場合は、国・県・市で決められた時間で切り上げて帰宅すること。
- (2) 家族以外と飲食店に出入りしないこと。

その他

感染状況により議場で本会議を開催できない状況が発生した場合の対応として、オンラインによる本会議開催の仕組みを検討していくものとする。

議員または事務局職員に感染者等が発生した場合は、「議員および議会事務局職員の新型コロナウイルス感染等発生時の対応について」に基づく行動をとらなければならない。